

第三セクター等に関する指針

平成29年2月・大衡村

1 指針策定の趣旨

本村において外郭団体は、多様化、複雑化する村民ニーズに迅速・効率・柔軟に対応するために設立され、行政を補完、代替、支援する組織として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、少子・高齢化の進展、情報通信技術の飛躍的発展、人口減少時代の到来など、社会経済情勢が大きく変化しており、特に、民間事業者やNPO法人などの公共サービスを提供できる担い手の成長や、PFIなどの公民連携の仕組みの整備を背景に、行政と民間の役割分担が見直される中、平成17年には指定管理者制度の創設により、公の施設の管理主体として民間事業者等に広く門戸が開放されることとなった。

地方自治法第221条第3項においては、村長の調査権に関する規定があり、普通地方公共団体が出資等を行い、対象となる法人については調査等を行うことができるとされている。

こうした中、平成26年8月に総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、本指針において第三セクター等に対する本村としての関わりのあるあり方を定めることとし、経営の健全化や業務の効率化等を進めるものである。

2 対象団体

本方針で対象とする第三セクター等（以下「対象法人」という。）は、村の出資額が最も大きく、かつ、次の基準に該当する法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第2号で定める法人で、村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに株式会社。

【対象法人】

- ① 株式会社万葉まちづくりセンター

3 基本的な考え方

第三セクター等は、行政機能を補完・代行するなどの役割を果たしながら、行政と連携して地域振興や産業活性化等を図ることを目的としているが、独立した経営主体である以上、事業運営の効率化による経営健全化や組織運営の活性化等に自主的・主体的に取り組むことが求められている。

村は、対象法人に対し、原則として出資額に応じた範囲において責任を負うもので

あるが、それぞれの設立目的、事業内容、事業形態を踏まえ、出資者の立場から、法人運営の効率化や活性化を促進するための検討や要請を行うものとする。

4 経営の点検評価等

村は、対象法人に対し毎年度経営状況の報告を求め、経営状況の点検評価を定期的に行うとともに、改善の必要がある場合には、当該対象法人に経営改善計画を策定させ、経営改善に積極的に取り組むよう指導・監督する。

また、専門有識者等の意見を求めるなどして、経営の点検評価も検討する。

5 法人の設立及び廃合

(1) 新たな第三セクター等の設立の検討

新たな第三セクター等を設立する場合は、事業主体の設立目的、必要性、採算性 さらには、既存第三セクター等の活用の可否などについて、専門有識者等の意見を求めるなどして慎重に検討する。

(2) 廃合の検討

村が主導的な役割を担って設立した対象法人については、4の点検評価の結果を踏まえた上、次の基準に照らし廃合を検討する。

ア 設立目的が達成され、法人の存続の必要性がないと認められる法人

イ 社会経済情勢の変化等により、事業の必要性が著しく低下したと認められる法人

6 公的支援の見直し

村が財政支援を行う場合については、経営実績を公共性、採算性の視点から十分精査し、必要最小限のものに限って行うこととし、対象法人に対し、法人自らの徹底した経営努力による自立的な事業運営の確立・維持を要請する。

7 情報公開の推進

対象法人が作成する事業報告書、財務諸表等については、主たる事務所に備え置くとともに、村のホームページにて一般に公開を行う。また、大衡村情報公開条例（平成11年大衡村条例第27号）に準じて、情報公開の制度化を図るよう対象法人を指導する。

8 指導体制

対象法人に対する経営状況の点検評価や村の具体的な関与については、企画財政課が総合的に行う。